

議案第43号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第18条中「第314条の2第1項の各号」を「第314条の2第1項各号」に、「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項」に、「により、」を「により」に、「扶養控除額又は基礎控除額を、」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。

第20条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第24条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第36条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第36条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第36条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条を第48条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。
（製造たばこの区分）

第48条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第49条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第49条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなす

して、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第50条第1項中「第48条第1項」を「第48条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第52条の3において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の表」を「第2項の表」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第48条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第48条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第50条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 第50条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する

数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第51条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第52条第3項中「第48条」を「第48条の2」に改める。

第52条の3第1項中「第48条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第3条の4中「及び」を「並びに」に改める。

附則第5条の3の見出し中「減免」を「非課税及び減免」に改め、同条中「対しては」の次に「、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第11条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第51条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に

改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第51条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第50条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第6条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「杉並区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第48条第1項」を「杉並区特別区税条例第48条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中杉並区特別区税条例第11条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第24条第1項の改正規定並びに同条例附則第11条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(2) 第1条中杉並区特別区税条例附則第5条の3の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条及び第4条第7項の規定 平成31年10月1日

(3) 第3条の規定及び附則第4条第8項から第13項までの規定 平成32年10月1日

(4) 第1条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条及び第20条の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項及び第3条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(5) 第4条の規定及び附則第4条第14項から第19項までの規定 平成33年10月1日

(6) 第5条の規定及び附則第4条第20項の規定 平成34年10月1日

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第4号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第3条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の3の規定は、平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法

第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年杉並区条例第25号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第6項において同じ。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第48条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第52条の3第5項	第1項又は第2項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第4条第4項
第52条の6第1項	第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項	平成30年改正条例附則第4条第3項の申告書を同項
第53条第2項	第52条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第4項

- 6 新条例第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
- 7 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

9 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

12 第9項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「32年新条例」という。）第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第52条の3第5項	第1項又は第2項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平

		成 3 0 年杉並区条例第 号。以下「平成 3 0 年 改正条例」という。) 附 則第 4 条第 1 1 項
第 5 2 条の 6 第 1 項	第 5 2 条の 3 第 1 項又は 第 2 項の規定による申告 書を当該各項	平成 3 0 年改正条例附則 第 4 条第 1 0 項の申告書 を同項
第 5 3 条第 2 項	第 5 2 条の 3 第 1 項又は 第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 4 条第 1 1 項

1 3 3 2 年新条例第 5 2 条の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 9 項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

1 4 別段の定めがあるものを除き、平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

1 5 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるも

のに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

17 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

18 第15項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「33年新条例」という。）第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第52条の3第5項	第1項又は第2項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第4条第17項
第52条の6第1項	第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項	平成30年改正条例附則第4条第16項の申告書を同項
第53条第2項	第52条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第17項

19 33年新条例第52条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第15項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類の返還の理由及びその他参考となるべき事項を記載する欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

20 平成34年10月1日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区たばこ税の税率を改定する等の必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（所得控除）</p>	<p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（所得控除）</p>

第18条 所得割の納税義務者が法第3
14条の2第1項各号 のいずれかに
掲げる者に該当する場合には、同条第
1項及び第3項 から第12
項までの規定により 雑損控除額、医
療費控除額、社会保険料控除額、小規
模企業共済等掛金控除額、生命保険料
控除額、地震保険料控除額、障害者控
除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生
控除額、配偶者控除額、配偶者特別控
除額又は扶養控除額を、前年の合計所
得金額が2,500万円以下である所
得割の納税義務者については、同条第
2項、第7項及び第12項の規定によ
り基礎控除額をそれぞれその者の前年
の所得について算定した総所得金額、
退職所得金額又は山林所得金額から控
除する。

（調整控除）

第20条 前年の合計所得金額が2,5
00万円以下である所得割の納税義務
者については、その者の前条の規定に
よる所得割の額から、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定め
る金額を控除する。

（1） 当該納税義務者の前条第2項に
規定する課税総所得金額、課税退職
所得金額及び課税山林所得金額の合
計額（以下この条において「合計課

第18条 所得割の納税義務者が法第3
14条の2第1項の各号のいずれか又
は同条第2項に掲げる者に該当する場
合においては、同条第1項から第12
項までの規定により、雑損控除額、医
療費控除額、社会保険料控除額、小規
模企業共済等掛金控除額、生命保険料
控除額、地震保険料控除額、障害者控
除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生
控除額、配偶者控除額、配偶者特別控
除額、扶養控除額又は基礎控除額を、

_____ その者の前年
の所得について算定した総所得金額、
退職所得金額又は山林所得金額から控
除する。

（調整控除）

第20条 所得割の納税義務者

_____については、その者の前条の規定に
よる所得割の額から、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定め
る金額を控除する。

（1） 当該納税義務者の前条第2項に
規定する課税総所得金額、課税退職
所得金額及び課税山林所得金額の合
計額（以下この条において「合計課

税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項

税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(区民税の申告)

第24条 第10条第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項

又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。））若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により 控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条

又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条

- | | |
|---|--|
| <p>の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により 申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には _____、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には _____、3月15日</p> | <p>の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日</p> |
|---|--|

までに、同項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、第10条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第10条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。
(特別徴収義務者)

第36条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」とい

までに、第1項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第10条第1号の者____のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第10条第2号の者____は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。
(特別徴収義務者)

第36条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」とい

う。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第36条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別

う。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第36条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別

徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第36条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第36条の3中「前条第1項」とあるのは「第36条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（製造たばこの区分）

第48条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第36条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第36条の3中「前条第1項」とあるのは「第36条の5第1項」と_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第48条の2 略

(製造たばことみなす場合)

第49条の2 加熱式たばこの喫煙用具

であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)
は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第48条 略

特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第50条 たばこ税の課税標準は、第48条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第52条の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙

(たばこ税の課税標準)

第50条 たばこ税の課税標準は、第48条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

巻たばこの本数の合計数によるものと
する。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たば
こ喫煙用具を除く。）の重量の1グ
ラムをもつて紙巻たばこの1本に換
算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルタ
ーその他の施行規則第16条の2の
2で定めるものに係る部分の重量を
除く。）の0.4グラムをもつて紙
巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分
に応じ、それぞれ次に定める金額の
紙巻たばこの1本の金額に相当する
金額（所得税法等の一部を改正する
法律（平成30年法律第7号）附則
第48条第1項第1号に定めるたば
こ税の税率、一般会計における債務
の承継等に伴い必要な財源の確保に
係る特別措置に関する法律（平成1
0年法律第137号）第8条第1項
に規定するたばこ特別税の税率、法
第74条の5に規定するたばこ税の
税率及び法第468条に規定するた
ばこ税の税率をそれぞれ1,000
で除して得た金額の合計額を100
分の60で除して計算した金額をい
う。第8項において同じ。）をもつ
て紙巻たばこの0.5本に換算する

方法

ア 売渡し等の時における小売定価
(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の

_____計算は、第48条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄_____に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙

- _____の本数に換算する方法により
行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの
- 巻たばこの本数に換算する方法により
行うものとする。
- 4 前項の計算に関し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量
_____に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

品目ごとの1個当たりの第3項第3号
アに定める金額又は紙巻たばこの1本
の金額に相当する金額に1銭未満の端
数がある場合には、その端数を切り捨
てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算
した紙巻たばこの本数に同項に規定す
る数を乗じて計算した紙巻たばこの本
数に1本未満の端数がある場合には、
その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これ
らの規定の適用に関し必要な事項は、
施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第52条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第48条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたば

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第52条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第48条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたば

こ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

こ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第48条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第10条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限

る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第5条の3 当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の

る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の3

区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては_____、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の

5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p>

第3条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法</p>

第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア及びイ 略

4～10 略

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア及びイ 略

4～10 略

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

第4条による改正 (杉並区特別区税条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙</p>

巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 略

巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4～10 略

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

(たばこ税の税率)

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第5条による改正 (杉並区特別区税条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第49条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第49条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の</p>

規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第50条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次____に掲げる方法により換算した_____

紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 略

(2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合_____

規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第50条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 略

(3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第48条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの

品目ごとの1個当たりの第3項第2号
アに定める金額又は紙巻たばこの1本
の金額に相当する金額に1銭未満の端
数がある場合には、その端数を切り捨
てるものとする。

品目ごとの1個当たりの第3項第3号
アに定める金額又は紙巻たばこの1本
の金額に相当する金額に1銭未満の端
数がある場合には、その端数を切り捨
てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算
した紙巻たばこの本数に同項に規定す
る数を乗じて計算した紙巻たばこの本
数に1本未満の端数がある場合には、
その端数を切り捨てるものとする。

9 略

10 略

第6条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
第4条 略	第4条 略
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税 法（昭和25年法律第226号）第4 65条第1項に規定する売渡し又は同 条第2項に規定する売渡し若しくは消 費等が行われる紙巻たばこ3級品に係 る特別区たばこ税の税率は、 <u>杉並区特 別区税条例</u> 第51条の規定にかかわら ず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) 略 (3) 平成30年4月1日から <u>平成3 1年9月30日まで</u> 1,000本 につき4,000円	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税 法（昭和25年法律第226号）第4 65条第1項に規定する売渡し又は同 条第2項に規定する売渡し若しくは消 費等が行われる紙巻たばこ3級品に係 る特別区たばこ税の税率は、 <u>新条例</u> 第51条の規定にかかわら ず、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) 略 (3) 平成30年4月1日から <u>平成3 1年3月31日まで</u> 1,000本 につき4,000円

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（杉並区特別区税条例第48条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第48条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販

売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

5～12 略

1 3 平成 3 1 年 1 0 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り

売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

5～12 略

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り

渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 略

渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 略

杉並区特別区税条例等の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 基礎控除額が逡減・消失する仕組みの創設に伴う所得控除等の見直し</p> <p>納税義務者の前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には、基礎控除及び調整控除を適用しないこととする。</p> <p>(区税条例第18条及び第20条・地方税法第314条の2及び第314条の6)</p>	平成33年1月1日	平成33年度分から適用
特別区たばこ税	<p>2 加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <p>紙巻たばこ以外の製造たばこについては、「重量」をもって紙巻たばこの本数に換算することとされているが、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法については、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とすることとする。</p> <p>※ 課税方式の見直しについては、5年間かけて段階的に移行することとする。</p> <p>(区税条例第48条、第49条の2及び第50条・地方税法第464条、第466条の2及び第467条)</p>	<p>① 平成30年10月1日</p> <p>② 平成31年10月1日</p> <p>③ 平成32年10月1日</p> <p>④ 平成33年10月1日</p> <p>⑤ 平成34年10月1日</p>	—

税目	改正内容	施行日	適用関係										
特別区たばこ税	<p>3 たばこ税の税率の改定</p> <p>(1) たばこ税の税率を、平成30年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、次のとおり、3段階で引き上げることとする。</p> <table border="1" data-bbox="300 409 994 712"> <thead> <tr> <th>実施時期等</th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>5,262円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 引上げ前の税率で課税された製造たばこを各税率の引上げ日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、引上げ額に相当する額を課税する。</p> <p>(区税条例第51条・改正条例附則第4条・地方税法第468条・改正法附則第23条、第25条及び第26条)</p>	実施時期等	税率 (1,000本当たり)	現 行	5,262円	平成30年10月1日	5,692円	平成32年10月1日	6,122円	平成33年10月1日	6,552円	<p>① 平成 30年 10月 1日</p> <p>② 平成 32年 10月 1日</p> <p>③ 平成 33年 10月 1日</p>	—
実施時期等	税率 (1,000本当たり)												
現 行	5,262円												
平成30年10月1日	5,692円												
平成32年10月1日	6,122円												
平成33年10月1日	6,552円												
	<p>4 旧紙巻たばこ3級品に係る税率の経過措置の適用期限の延長</p> <p>旧紙巻たばこ3級品に係る税率の引上げの時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に延期する。</p> <p>(平成27年改正条例附則第4条・平成27年改正法附則第20条)</p>	平成30年10月1日	—										
軽自動車税	<p>5 軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の創設</p> <p>当分の間、東京都が軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収等を行うこととされているところ、その間、東京都が自動車税を課さないこととする自動車に相当するものとして区長が定める軽自動車については、環境性能割を課さないこととする。</p> <p>(区税条例附則第5条の3)</p>	平成31年10月1日	施行日以後に取得された軽自動車に適用										